



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

## ○ 人事委員会規則

- \*16 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則 ..... 1
- \*17 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2
- \*18 営利企業への従事等の制限の許可の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2
- \*19 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 3
- \*20 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則 ..... 3

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第16号

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月18日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則（昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>職員の選考に関すること。ただし、職員の任用等に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号）第14条の規定により任命権者に委任する選考及び職員の任用に関する権限の委任に関する規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第21号）第4条第1項の規定により警察本部長に委任する選考を除く。</u></p> <p>(6)～(13) 略</p> <p>(14) 次に掲げる条例及び規則の規定による任命権者との協議、任命権者への承認等に関すること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）</u></p> <p>オ～セ 略</p> <p>ソ <u>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年和歌山県人事委員会規則第20号）</u></p> <p>タ～ツ 略</p> <p>(15)～(21) 略</p>	<p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>職員の選考に関すること。</u></p> <p>(6)～(13) 略</p> <p>(14) 次に掲げる条例及び規則の規定による任命権者との協議、任命権者への承認等に関すること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ～た 略</p> <p>(15)～(21) 略</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第14号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第17号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月18日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間） 第8条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。 (1)・(2) 略 (3) 休職にされていた期間（職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第26条第1項又は第2項、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第22条第1項又は第2項、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第24条第1項又は第2項、<u>市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第23条第1項又は第2項及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）第9条第1項に規定する期間を除く。）</u>）</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間） 第8条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。 (1)・(2) 略 (3) 休職にされていた期間（職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第26条第1項又は第2項、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第22条第1項又は第2項、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第24条第1項又は第2項及び<u>市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第23条第1項又は第2項に規定する期間を除く。）</u>）</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第18号

営利企業への従事等の制限の許可の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月18日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

営利企業への従事等の制限の許可の基準に関する規則の一部を改正する規則

営利企業への従事等の制限の許可の基準に関する規則（昭和26年和歌山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的） 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、<u>職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。）の商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）における地位及び営利企業への従事等の制限の許可の基準に関して、規定することを目的とする。</u></p>	<p>（目的） 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、<u>職員の商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）における地位及び営利企業への従事等の制限の許可の基準に関して、規定することを目的とする。</u></p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 和歌山県人事委員会規則第19号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月18日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則  
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(派遣の対象とならない職員の特例) 第2条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の規定により和歌山県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。</p>	<p>(派遣の対象とならない職員の特例) 第2条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項の規定により和歌山県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。</p>

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 和歌山県人事委員会規則第20号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則を次のように定める。

令和元年10月18日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例により委任された事項及び条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

- 第2条 条例第4条第2項に規定する人事委員会規則で定める基準に従い定める月額については、会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する給料表適用職員及び給料表適用教育職員（以下「給料表適用職員等」という。）の属する職務の級の1号給（条例の別表に規定する資格免許を要する業務及びそれに準ずる一般事務に関する業務を行う会計年度任用職員及び同表に規定する給料表適用教育職員が行う業務に準ずる業務を行う会計年度任用職員にあっては、職務の特殊性等を考慮して任命権者が別に定める号給）に相当する額を基準とする。
- 2 会計年度任用職員として任用された者のうち、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を有するものの月額については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する号給より上位の号給に相当する額を基準とすることができる。
- 3 条例第4条第3項の人事委員会規則で定める基準については、給料表適用職員の給料の調整額の例による。
- 4 条例第4条第4項の人事委員会規則で定める基準については、給料表適用職員等の地域手当の例による。

5 条例第4条第6項の人事委員会規則で定める基準については、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第3条第2項第4号に定める報酬 給料表適用職員等の特殊勤務手当の例による。
- (2) 条例第3条第2項第5号に定める報酬 給料表適用職員等の超過勤務手当の例による。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第38条第1項の規定による労働時間の通算により、同法第37条の規定による割増賃金の支給が必要となる場合は、当該割増賃金の額を条例第3条第2項第5号に定める報酬として支給する。
- (3) 条例第3条第2項第6号に定める報酬 給料表適用職員の夜勤手当の例による。
- (4) 条例第3条第2項第7号に定める報酬 給料表適用職員等の宿日直手当の例による。  
(報酬からの減額)

第3条 条例第5条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第19条の規定により任命権者が別に定める会計年度任用職員の年次有給休暇及び有給の特別休暇の場合
- (2) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年和歌山県条例第20号）の規定により職務に専念する義務を免除された場合（職務に専念する義務の免除を受けて従事した業務に対して、報酬に相当する金銭の支給がなされた場合を除く。）
- (3) 前2号に掲げる場合を除くほか、任命権者が正当な理由があると認める場合  
(期末手当)

第4条 条例第7条第1項のこれに準ずる者として人事委員会規則で定める会計年度任用職員については、任期が6月に満たない者であって、同一の会計年度内において会計年度任用職員として複数回任用され、その通算した任期が6月以上となる会計年度任用職員とする。

2 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める会計年度任用職員（条例第7条第4項の規定により期末手当の支給の制限を受ける会計年度任用職員を除く。）については、次に掲げるものとする。

- (1) 休職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員のうち、条例第9条第1項の規定の適用を受ける会計年度任用職員以外の会計年度任用職員をいう。）
- (2) 停職者（法第29条の規定により停職にされている会計年度任用職員をいう。）
- (3) 専従休職者（法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている会計年度任用職員をいう。）
- (4) 勤務した期間のない育児休業中の会計年度任用職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第7条及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）第7条第1項に規定する職員以外の会計年度任用職員をいう。）

3 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める勤務時間については、勤務時間条例第19条の規定により任命権者が別に定める会計年度任用職員の正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）が、1週間当たり15時間30分とする。

4 正規の勤務時間が週により異なる会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「勤務時間条例第19条の規定により任命権者が別に定める会計年度任用職員の正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）が、1週間当たり」とあるのは、「1週平均所定労働時間数（基準日を含む任期のうち、基準日以前6か月以内における正規の勤務時間の合計時間数を基準日以前6か月以内における在職期間の総日数で除して得た数に7日乗じて得た時間数をいう。以下同じ。）が」とする。

5 条例の別表に規定する断続的な業務に従事する会計年度任用職員に対する前2項の規定の適用については、第3項中「勤務時間条例第19条の規定により任命権者が別に定める会計年度任用職員の正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」とあるのは「実作業時間」と、前項中「正規の勤務時間の合計時間数」とあるのは「実作業時間の合計時間数」とする。

- 6 会計年度任用職員の期末手当の支給日については、給料表適用職員等の例による。
- 7 条例第7条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員は、次の各号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。
- (1) 基準日前1か月以内に退職した会計年度任用職員で、基準日に条例又は企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の適用を受ける会計年度任用職員として在職し、期末手当の支給を受けるもの
  - (2) 基準日前1か月以内に退職した会計年度任用職員のうち、当該1か月以内において前号の会計年度任用職員として在職した期間がある会計年度任用職員で、基準日の直近の日における退職又は死亡の時に条例の適用を受ける以外の会計年度任用職員であったもの
  - (3) 基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員で、その退職し、又は死亡した時に第2項各号のいずれかに該当する会計年度任用職員であったもの  
(期末手当に係る在職期間)
- 第5条 条例第7条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員（第4条第3項に規定する勤務時間（同条第4項及び第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以上勤務する会計年度任用職員に限る。）として在職した期間とする。
- 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
- (1) 前条第2項第2号及び第3号に掲げる者として在職した期間については、その全期間
  - (2) 育児休業法第2条第1項の規定により承認を受けて育児休業をしている会計年度任用職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である会計年度任用職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間
  - (3) 法第28条第2項の規定により休職にされていた期間（条例第9条第1項の規定の適用を受ける会計年度任用職員であった期間を除く。）については、その2分の1の期間
- 3 基準日以前6か月以内の期間において、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員（第4条第3項に規定する勤務時間（同条第4項及び第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以上勤務する会計年度任用職員に限る。）が条例の適用を受ける会計年度任用職員となった場合は、その期間内においてその者として在職した期間は、第1項の在職期間に算入する。
- 4 前項の期間の算定については、第2項の規定を準用する。
- 5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによる。
- (1) 月により期間を計算する場合は、民法（明治29年法律第89号）第143条の例による。
  - (2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合については再任用短時間勤務職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）の例による。
  - (3) 前号の規定により難い期間の計算については、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。  
(期末手当基礎額)
- 第6条 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める額は、条例第4条第2項に規定する基準月額に同条第3項の規定により定める額及び同条第4項の規定により定める額を加えて得た額に、1週間当たりの正規の勤務時間を乗じて得た額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とする。ただし、次の各号に掲げる会計年度任用職員については、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 条例の別表に規定する給料表適用教育職員が行う業務に準ずる業務に従事する会計年度任用職員  
条例第4条第2項に規定する基準月額に同条第3項の規定により定める額及び同条第4項の規定により定める額を加えて得た額に、1週間当たりの正規の勤務時間を乗じて得た額を同条第2項第2号アに規定する人事委員会と協議して定める1週間当たりの勤務時間で除して得た額
  - (2) 条例の別表に規定する断続的な業務に従事する会計年度任用職員  
条例第4条第2項に規定する基準月額に同条第3項の規定により定める額及び同条第4項の規定により定める額を加えて得た額に、1週間

当たりの正規の勤務時間に乗じて得た額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た額から、その額に条例第4条第2項第2号イに規定する減額割合を乗じて得た額を減じた額

- 2 1週間当たりの正規の勤務時間が週により異なる場合における前項の規定の適用については、前項中「1週間当たりの正規の勤務時間」とあるのは、「1週平均所定労働時間数」とする。

(報酬の支給)

第7条 条例第8条第1項の人事委員会規則で定める日は、同項に規定する月の初日から末日までの期間の属する月の翌月の初日から起算して、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く日の8日目の日とする。

- 2 風水震火災その他非常災害の場合、その他特に必要があると認める場合においては、任命権者は、あらかじめ人事委員会の承認を得て前項の支給日を変更することができる。

(費用弁償)

第8条 平均1か月当たりの通勤所要回数が4回に満たない会計年度任用職員に対する条例第12条第2項に規定する費用弁償については、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第15条第7項に規定する支給単位期間(以下「支給単位期間」という。)を1か月として、任命権者が別に定める1回の通勤(職員の通勤手当に関する規則(昭和33年和歌山県人事委員会規則第20号。以下「通勤手当規則」という。)第2条第1項に規定する通勤をいう。)に係る額を、当該月の通勤の回数に応じて支給する。

- 2 条例第12条第2項に規定する費用弁償は、支給単位期間に係る最初の月の翌月の初日から起算して休日等を除く日の8日目の日(以下「支給日」という。)に支給する。ただし、通勤手当規則第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

(端数計算)

第9条 条例第4条第2項第2号イに規定する減額割合を乗じて得た額及び同条第5項第2号イに規定する減額割合を乗じて得た額並びに第6条第1項に規定する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- 2 条例第4条第2項第1号に規定する日額及び基本時間額並びに同項第2号アに規定する額並びに同条第5項第1号に規定する日額及び基本支給時間額並びに同項第2号アに規定する額並びに条例第6条第1項第1号に規定する額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額とする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。